

1. 事業評価について

西多摩地域の地域間幹線バスへの国庫補助事業(地域公共交通確保維持事業)については、R7事業年度(R6.10～R7.9)について、以下の方法で事業評価を実施

(1) 自己評価(一次評価)

毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価を行い、その結果を関東運輸局に報告するとともに、公表する

(2) 第三者評価委員会による評価(二次評価)

関東運輸局及び学識経験者等の有識者からなる第三者評価委員会にて一次評価等を基に二次評価を実施する

※二次評価の結果は国土交通省関東運輸局のホームページで公表

1. 地域公共交通計画での位置づけ

● あきる野・檜原地域活性化協議会が「あきる野・檜原地域公共交通計画」を

奥多摩地域活性化協議会が「奥多摩地域公共交通計画」を

令和6年3月にそれぞれ策定し、補助対象系統を位置付け

・あきる野・檜原地域公共交通計画

＜補助対象系統＞

・数馬線

武蔵五日市駅～数馬

・藤倉線

武蔵五日市駅～藤倉

・小岩線

武蔵五日市駅～小岩

・奥多摩地域公共交通計画

＜補助対象系統＞

・丹波線

奥多摩駅～丹波山村役場

・鴨沢西線

奥多摩駅～鴨沢西



2. 地域活性化協議会について

(1) 協議会の進め方

(根拠法令)

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条第1項)に基づく、地域公共交通計画作成及び実施に関し、必要な協議を行うための協議会として設置 (法定協議会)

(開催方法)

- 協議内容※により、「あきる野・檜原地域公共交通活性化協議会」と「奥多摩地域公共交通活性化協議会」の両協議会を合同開催(※両協議会の連名による申請)
- 東京都(地域公共交通担当)と、市町村各担当が共同事務局

(その他)

- 協議会の下部組織として、準備会(行政、西東京バス等の交通事業者)を設置。実務的な検討を進める

(2) 今後の進め方(予定)

R7年度 <div style="background-color: red; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">今回</div>	<p>【第1回】 6月17日 あきる野・檜原、奥多摩地域地域公共交通活性化協議会開催 計画認定申請、進捗状況確認</p> <p>【第2回】 2月5日 あきる野・檜原、奥多摩地域地域公共交通活性化協議会開催 事業評価、進捗状況確認 等</p>
R8年度	<p>【第1回】 6月中旬頃 あきる野・檜原、奥多摩地域地域公共交通活性化協議会開催 計画認定申請、進捗状況確認</p> <p>【第2回】 1月中旬頃 あきる野・檜原、奥多摩地域地域公共交通活性化協議会開催 事業評価、進捗状況確認 等</p>